

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島市南区出島二丁目1番29号

氏名 有限会社アイアイ・システム  
取締役 濱田 信幸  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島市長 松 井 一 實



許可の年月日 令和 2年10月 1日

許可の有効期限 令和 7年 9月30日

## 1. 事業の範囲

区分	産業廃棄物の種類
新設	裏面のとおり

## 2. 積替え又は保管を行うすべての場所

別添検査済証のとおり。

## 3. 許可の条件

## 4. 許可の更新・変更の状況

年月日	更新・変更の別	年月日	更新・変更の別
・		・	
・		・	
・		・	

## 5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

## 6. 備考

令和 6年 2月 22日 住所・所在地変更により書換

1. 事業の範囲

区分

産業廃棄物の種類

収集・運搬  
(積替・保管を含む)  
この欄以下余白

廃アルカリ  
廃プラスチック類  
ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くずがれき類

収集・運搬  
(積替・保管を含まない)  
以下余白

(これらのうち廃石膏ボード、石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装、廃ブラウン管、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白

汚泥(判定基準に適合しないものを含まない。)  
廃油  
廃酸  
廃プラスチック類  
紙くず  
木くず  
繊維くず  
ゴムくず  
金属くず  
ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くずがれき類  
(これらのうち廃プリント配線板、廃容器包装、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、石膏ボード、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物、鉛蓄電池の電極、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。以下余白